

令和7年 第6回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和7年6月25日(水) 15時00分から15時45分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	岡村 宏一	—
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	令和6年度の点検・評価について
日程第5	報告事項

5. 農業委員会事務局職員 事務局

産業観光課長	小川 英一郎
産業観光課主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主事	杉本 花英
農地調整担当主事	阿久津 実里

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

皆様、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、13 名でございます。欠席委員は、1 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 6 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「8 番 渡邊繁委員」と「9 番 島村忠雄委員」を指名いたします。

続きまして、日程第 2・議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 1 件案件がございます。また、今回の案件は本日出席いただいている農業委員に係る案件でございます。

「宮代町農業委員会会議規則」第 11 条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際は御退席いただくこととなります。

今回の案件については、■■■■■■委員に係る案件となりますので、■■委員退席願います。

〈■■委員 退席〉

それでは、事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■内の畑 1 筆で、面積は合計 655 m²でございます。譲受人は不動産業を営む法人で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。

転用目的は「重機作業場としての一時転用」になります。権利の種類については、「使用貸借権の設定」になります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請者は宮代町に本社を置く不動産業者で、■■■■■■■■■■にある残土の山の撤去・処分に向けた試掘調査を検討していますが、■■■■の土地には傾斜があり重機が入って作業することができないため、隣の農地を作業場として一時利用したいとのことから今回の申請に至ったとのことです。

「宮代町農業委員会会議規則」第 11 条の「議事参与の制限」に該当することから、案件の説明・審議の際は御退席いただくこととなるため、議事参与の制限に該当する案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思います。

〈■■委員 退席〉

譲受人の耕作地の説明は以上となります。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。

今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においては「トラクター」を2台、「4条植田植機」1台、「3条刈コンバイン」1台を所有しており、本人および世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、本人が年間150日、世帯員がそれぞれ10日従事と記載されておりました。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは1件目の案件について御審議をお願いいたします。

(■番 ■■委員)

先ほど事務局・■■■■■委員と現場を確認しました。今後も耕作される見込みがあり、事務局の説明通り問題ないと思います。御審議の程よろしくお願いします。

(■番 ■■委員)

譲渡については金銭の発生はありますか。

(事務局)

許可申請上では無償譲渡との記載があります。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。御意見ないようでございます。それでは1件目の案件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

(会長)

挙手全員とのことですので、この件については「やむを得ない」とすることとします。■■委員お戻りください。

〈■■委員 着席〉

(会長)

続きまして、2件目の案件について事務局説明をお願いします。

(事務局)

それでは、2件目の案件について御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■の畑11筆で面積は合計9,094㎡でございます。譲渡人は宮代町内にお住まいの方で、譲受人は■■■■■■■■■■に所在する法人です。権利の移転形態は、「賃借権設定」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは本申請の御説明をいたします。譲受人である■■■■■■■■■■は、足場のレンタルが主業の法人です。レンタルで使用している足場が古くなり使用できなくなった際に、ただ処分するのではなくビニールハウス用にリメイクし、「■■■■■■■■■■」を開設しました。現在、「■■■■■■■■■■」は首都圏を中心に6農園開園しております。今後、事業を拡大するにあたり、「■■■■■■■■■■」新規開設地として適当な土地を選定していたところ、本申請地が譲受人の希望に合った土地であったため、その旨譲渡人と相談し、今回申請に至ったとのことです。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■■■■■の南西に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、ベビーリーフを作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

次に、譲受人の耕作状況について御確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内にはございませんが、申請書には合わせて7市町での経営状況が記載さ

よろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

全員挙手とのことですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、3件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、3件目の案件について御説明いたします。

申請地は、■■■■■■■■■■の畑1筆で面積は1,004 m²でございます。譲渡人譲受人ともに宮代町内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御参照ください。

それでは本申請の経緯について御説明いたします。現在譲受人は、譲渡人である父親と同じ経営体として耕作の手伝いを行っていますが、譲受人は独立して営農する希望があり、譲渡人と話し合いを行ったところ、本申請地を譲受人が独立して経営することになったため今回の申請に至ったとのこと。農地を農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定による許可申請」に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図を御覧ください。■■■■■■の南西に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。

現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、陸田として「水稻」を作付けする計画となっております。

申請地の現況につきましては、以上です。

なお、今回の申請者は経営農地を所有しておりませんが。事前に営農計画書を提出していただき、営農計画書については5月開催の総会において皆様に御審議いただいております。

最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。申請書においては「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」を各1台、「乾燥機」を2台リースで確保しており、本人および世帯員が耕作する旨の記載がありました。

2点目は、「農作業常時従事要件」です。今回の場合は、申請書に本人世帯員ともに年間114日従事と記載されておりました。

通常、「年間150日以上耕作に必要な農作業に従事すること」が一般的ではあ

りますが、申請者の取得予定面積が少ないため、必要十分な農作業従事日数は確保し得ると考えられます。

3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。

以上で説明を終了させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それでは3件目の案件についてご審議願います。

(■番 ■■■委員)

先ほど事務局・■■■■■委員と現場を確認しました。事務局の説明通り問題ないと思います。御審議の程よろしくお願いします。

(■番 ■■■委員)

地元委員です。親子ともに米を耕作しておりますので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

無いようでございます。それでは、この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

〈全員挙手〉

(会長)

挙手全員とのことですので、この件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、日程第4・議案第11号「令和6年度の点検・評価について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは御説明いたします。令和6年度に策定した最適化活動の目標設定に

ついでの評価を行いましたので、皆様にも結果を御確認いただきます。

資料を御確認ください。水色部分が当初に策定した目標で、黄色部分が令和6年度の実績となります。実績について点検した結果、農業委員会全体では、令和6年度は、「目的に対して期待通りの結果が得られた」という評価となりました。

なお、本資料につきましては、今回の審議を経て、春日部農林振興センターに提出の上、町ホームページ上で公開予定です。以上でございます。

(会長)

御意見ありますでしょうか。

無いようでございます。この件に関しまして、「原案のとおり」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〈全員挙手〉

(会長)

挙手全員とのことですので、この件については「原案とおり」とすることといたします。

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が6月10日となっておりました。10日までに5条届出が2件ございましたことを御報告させていただきます。

以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。

このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、令和7年第6回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和7年7月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____